

第25回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日 時 令和6年（2024年）4月18日（木）午後4時30分～6時30分
2. 場 所 くにたち市民総合体育館 2階会議室
3. 出席者 委員9名
委員 炭谷会長、古川副会長、大島委員、押田委員、神田委員、小島委員、只野委員、韓委員、三井委員
事務局 4名（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木室長補佐、桑代主任）

【炭谷会長】 第25回の審議会を開始します。第二期までは、基本方針について主に議論をして参りましたが、皆様方のご協力によって本審議会として昨年6月に答申を行い、また、市におけるパブリックコメントを経て、先月3月に基本方針が策定されたと伺っています。第三期としては、後ほど事務局からご説明があるかと思いますが、推進計画についての議論ということで、よろしくご審議・ご協力のほどお願いいたします。まず、前回の10月から第三期としてスタートしていますが、前回ご欠席された委員もいらっしゃいますので、事務局より委嘱状の交付及び委員より自己紹介を行っていただければと思います。

（2名に対して委嘱状の交付）

【只野委員】 一橋大学に勤務しております、その関係で声かけいただいたのかなと思っております。国立市との関係ですと、個人情報関係の仕事に少し長く携わっております、特別職の報酬に関する審議会の仕事も行わせていただいております。こちらの審議会は、初めてということで不慣れなところもございますがよろしくお願い申し上げます。

【韓委員】 第二期の途中から参加させていただくことになって今期も続けることになりました。日本映画大学というところで教えておりました、一応専門はエスニシティとかで、在日外国人のこと、在日コリアンのことを中心に、あと多文化ですとか、差別に関する内容も扱っています。あと、表現者を育成する大学にいる関係で、自分もその表現物と、差別とか偏見みたいなことも考えたりしています。こういった審議会に参加するのが初めてで、ある種自分自身も外国人なので、あまり日本の行政とかにはなじみがなく、そもそも参政権もない中で、だからこそういった場所に声をかけていただいたので、できることはやらなきゃいけないなと思っているところがあつたりします。行政に直接コミットしてはしないのですが、例えば2016年に制定されたヘイトスピーチ解消法を巡る動きなんかには多少運動として関わっていたりしたこともありました。引き続き、何かお役に立てればと思っています。よろしくお願い申し上げます。

【炭谷会長】 議事2に移ります。初めに事務局より説明をお願いします。

【事務局】 皆様お手元に、配布しております基本方針の冊子をご準備いただければと思います。この3月に市として最終的に策定をしまして、既に市のHPにも掲載しているものとなります。本日はいくつかポイントを絞ってあらためてご報告させていただきます。1ページ目、「第1章はじめに」というところになりますが、基本方針策定の趣旨として、本基本方針は、本市が市民及び事業者等とともに人権・平和のまちづくりを推進するに当たって、全ての施策の根底に基本的な考え方として位置付くものであるということをまず明記しています。また2ページ目、基本方針の期間というところですが、本基本方針は、令和11（2029）年までの6年間を見据えた本市における人権・平和のまちづくりの推進に係る基本的な考え方としています。3ページ目の図を見ていただきますと、6年間の基本的な考え方として基本方針を位置付けていますが、その下部に示しているとおり、市内外の状況に応じて適宜見直しを図っていくこととしています。4ページ目、SDGsとの関係という項目を立てておりますが、例えば国連等において、SDGsの大きな柱である環境問題と人権との関連性が課題として指摘されているということもあります。そういったことも市としても念頭に置きながら、取組を行っていくということ、また、各SDGsの目標と人権との関連を示す国連の文章をヒューライツ大阪という団体が国連の了承を得て日本語に訳した資料というものがありますので、そういったものも参考にしていくことを示しています。6ページ目は、本市における人権・平和を取り巻く現状と課題を示した部分となります。9ページ目、第3章の部分ですが、基本理念と4つの目指すまちということで、市がどういったことを理念として掲げて取り組むかということを中心に理念として掲げています。まず1点目が、

意識的か否か、意図的か否かにかかわらず、様々な人権侵害、差別や偏見が今もなお身近で起きており、誰もが被害・加害の両方の当事者性を有しているということを認識するという。まずは、様々な社会的な不平等が依然として存在しているという前提に立つことが大事だということを示した理念です。また2点目は、基本条例の恒久的な理念を、市職員が一丸となって地域全体で推進するということをあらためて理念として掲げており、条例でも示しているソーシャル・インクルージョンの理念の下ですべての市職員が一丸となって、人権・平和のまちづくりに取り組むということを、ここで改めて示したものととなります。この理念の下で目指す4つのまちが、次10ページ目のものとなります。まず1番目が、「ソーシャル・インクルージョンを基本にした共生のまち」。これまで市が基本構想で示している、人間を大切にするという目標の下、すべての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと、つまりソーシャル・インクルージョンのまちということについて示しています。2番目、「様々な当事者の意見を踏まえ、対話を通じて相互理解を深めるまち」。これは、様々な属性の人の意見を大切にして、対話を通じて相互理解を深めるということを示しています。3番目、「相互理解と協力により平和を希求するまち」。日常の中での相互理解と協力により、平和を希求する、そしてこの平和は、戦争や紛争がないだけではなく、様々な社会構造的な困難がない状態を示しています。4番目、「人権・平和について絶えず学び、深め、次世代に伝えるまち」。人権・平和について一人一人が絶えず学び、知識と理解を深めることが重要で、そしてそれを他者や次世代に継承する努力をするということを示しています。続きまして11ページ目、第4章ですけれども、まず、人権施策の推進、(1)人権教育啓発のところ、大きな柱として、1点目、全世代を対象として、人権教育・啓発に取り組む、特に若い世代に対して強化していくということを示しています。2点目は、関係団体等との連携を一層強化するということを示しています。続いて12ページ目、「手法の方向」のところですが、本審議会でも様々な意見をいただきました人権博物館について記載している部分になります。審議会からの答申では、人権博物館の設置が有効な手段の一つであるという形で答申をいただいていたしまして、今後、人権教育・啓発に資する様々な情報をデジタルアーカイブ化していくことや、様々な人が交流できる機会を創出することによって、単に施設内への資料展示だけで終わるものではない、効果的な機能・仕組みについて検討をしていくということに記載しています。続いて13ページ目、(2)人権救済・相談支援の体制の部分ですが、迅速且つ被害者に寄り添った人権救済を行うということ、それから相談支援のさらなる充実を行うということの2点を柱としています。14ページ目をご覧くださいと、現に発生している人権侵害行為の停止等の対応や再発防止に加え、加害者に対する働きかけ・関与のあり方についての検討が必要であり、制度、例えば川崎市の条例のように、公表や罰則といった内容、こういった他の自治体の状況や、国際的な動向、また国の法整備の状況、それから本市における実態等を踏まえ検討していくこととしています。また同ページに、SNS等のインターネットにおける誹謗中傷に対する方向というところで、本市における実態や国における法整備の状況等を踏まえながら、市職員や事業者による定期的な監視対応、いわゆるモニタリング等の取り組みを推進していくということも掲げておりまして、こちらままさに今年度から試行的に取り組んでいきたいと考えており、検討を進めているところです。続いて16ページ目、(3)人権に配慮した環境整備というところで、ここの柱としては2点、人権の視点を踏まえた様々な環境の整備、ジェンダー平等の実現に向けた取組の推進ということを示しています。具体的には17ページ目、コミュニティの創出、ソーシャル・ファームの取組、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化、そういったことを推進していくという内容となっています。また、フルインクルーシブ教育の方向性についても記載しています。続いて25ページ目、平和施策の推進について記載した箇所となりますが、平和につきましましては、戦争・原爆体験者の体験と平和への思いの伝承活動の推進、それから、その活動の継続という観点で、2点柱としています。現在市で養成している伝承者が20数人いらっしゃいますが、活動の本質を踏まえ、引き続き伝承活動に取り組んでまいります。また27ページ目においては、様々な団体等との平和交流という形で、子供たちの平和学習や平和文化の振興という2点を柱として掲げております。29ページ以降は、以上のような取組を進めるための推進体制ということ、例えば、ジェンダー平等政策に関しては、現在、役職ごとの組織体が設置されていますけれども、人権・平和政策に関してはそういった組織体がないため、こういったジェンダーの組織体を参考としながら検討して参りたいと考えているところです。続いて、推進計画の骨子案の説明をさせていただきます。前回10月の審議会におきまして、条例・方針・計画の関係性といいますか、推進計画がどのような位置付けのものかということのご

質問を複数いただいていたかと思います。資料1の1枚目をご覧いただければと思いますが、桜をイメージしたときに、その土壌が基本条例に当たるところ、また、根の部が今回策定した基本方針に当たるところ、そしてその桜の幹になるところが、今回皆様にご議論いただきます推進計画に当たるもの、基本方針を踏まえたより具体的な推進方策を記載するものと考えております。そしてその先、それぞれの枝としては、既に様々な個別計画が市としても存在する分野もございますが、そういった計画の先に、市民の福祉の増進、つまり人権・平和のまちがあるものと考えております。資料の2枚目は、今の部分を少し補足した内容となりますが、推進計画は、基本条例と基本方針を基に、どのようなスケジュールで、どういったことを行うのか、他の個別の計画等との関係性も考慮しながら、示していくものと考えております。そして、この推進計画に盛り込む内容について、皆様方にご審議いただき、答申をいただくことになろうかと思っております。また、その計画の策定に必要な情報として、市民の実態や意識を把握する必要がありますので、市民意識調査を実施したいと考えております。続きまして資料2をご覧くださいますと、あくまで現時点の案となりますが、推進計画の骨子案を示させていただきました。基本的には、今回策定した基本方針の目次に対応するような形としていきたいと考えていますが、特に第4章の部分について、個別の分野として記載をしていくというイメージを事前配布した資料では記載しておりましたが、本日差し替えとして配布した資料では、その部分を少し修正しています。この推進計画が6年を見据えた計画とする予定であるということや、そもそも基本条例に基づく計画であるということ、市の個別課題として、細分化したときになかなか記載が難しいといったことなど、少し課題があるかと考えておりまして、あまり事細かに分野別に個別で取り組みを列挙していくことが適切ではないかもしれないと現時点では事務局として考えております。むしろ、そういったことよりも、人権・平和のまちづくりには、どういった取り組みが必要なのかということを知りやすく、様々に共通する大切な部分を記載していく、そういった記載のほうにより適切かと現時点では考えております。よって、資料では、第3章として「共通的な推進方策」と書いていますが、その第3章と第4章の構成につきましては、今後も事務局において引き続き検討していきたいと思っています。また、基本方針のような、行政文書として一定の形式的なつくりがいいのか、それとも少しライトと申しますか、少し読みやすい計画として市民の方にも読んでいただける計画として作成する方が良いのかということも含めて、今後検討を進めていきたいと考えています。あくまで例えばですけれども、皆様の机上の参考資料集の中の25番目、大阪市が作成している人権行政推進計画というものを参考で載せていますが、車の運転に見立てた計画となっていますが、なるべく読みやすいようにということでこういったものを作成されたのだと思うのですが、人権ナビゲーションという名称で計画が作成されています。道路にある標識を人権の視点と見立てたり、エンジンを教育・啓発、エアバックとして人権相談・救済となっているようです。あくまで一例ですので、こういったものもあるということを念頭に置きながら、どういったものがあるのかというところで検討を深めていきたいと思っております。本日、骨子案として資料を用意させていただきましたけれども、これが骨子案ですと確定的な説明ができない生煮えの状況となっており大変恐縮ではございます。今後行う市民意識調査の結果にも応じて、どういった計画が必要なのか見えてくる部分もあるかと思っておりますので、その調査の検討と同時並行で考えていきたいと思っております。

【炭谷会長】 事務局からの説明について質問やご意見などがございましたら、ご発言いただきたいと思っております。特に、最終的に推進計画を策定するのは市となるわけですが、その策定にあたり、必要な観点として注意していただきたい事項などについて答申をする形になりますので、骨子案についてご意見・ご質問ありましたらご発言いただきたいと思っています。まず私が感じたのは、この第3章と第4章のまとめ方、これは大変難しい。多分、事務局でも大変悩んでいるんじゃないかと思っております。それから、基本方針についてですが、よく我々審議会の意見を最大限尊重していただいて、まとめていただきましたけれども、中にはもう少し踏み込んでいただいた方がよかった、少し明確に書いてもらった方がよかった、というような気持ちも残っているところもあるかと思っておりますけれども、市の方の全体的な調整という形で、基本方針をまとめていただいております。そういうものを含めまして、私自身としては、国立市の場合は、基本方針も今回作り、次に推進計画も作るという、2本立てになっているのですね。これはある意味では非常に珍しい。よくあるのは、どちらかは非常に内容が多くて片方が軽い、もしくは1つしかない。こういうのは、大体の自治体の例が多いところだと思いますが、国立市は、基本方針も大変立派なものを作り、そしてこれから作る推進計画も内容の充実したものにしていこう

と。これからどうなるかわかりませんが、勢いとして非常に立派な二本立てになるものとイメージしているところがあります。

【押田委員】 基本条例で大前提の部分と言って、基本方針で大きな方向性を明確にし、さらに具体的にどうやって実際に進めていくのかということを推進計画という形で示していく、こういったことになるかなということで、例えば、人権救済の具体的なやり方に関して、専門的でしかも経験豊富な方の配置、そういった窓口になったり、それでそこがちゃんと受け皿になる、そういうことも議論の中ではいろいろ出たというふうに思うのですが、いよいよそこら辺について具体的に、計画の中に入れていくのかなというのが私としては印象としてはあります。あと例えば、川崎市のようないわゆる罰則つき条例ということで、加害行為に対してどう対応するのか具体的なところ、どのような形で進めるのか、そこまで踏み込む内容になっているのかどうかですね、ちょっとそこら辺についてもうちょっと伺いたいと思います。

【事務局】 今回の基本方針の中でも、総合的な相談窓口がやっぱり国立には現在ないということで、個々の案件に沿いながら、関係部署や場合によっては該当する部署がなければ私たち市長室の方で人権担当の方で対応しているというのが現状です。基本方針の中でも、こういう効果的な支援、ワンストップの支援が必要だということが今回出されておりますので、より今、皆様の議論の中で、よりここについてもう少し具体的に、どういう機能が必要なのかということが意見交換いただきますと、より明確になってくるというふうに思っております。それからもう1点、いわゆる罰則といったことについてですが、これまでの審議会の中でも、どのような形を進めていくのか、または対象をどうしていくのか、どこまでやっていくのか、こういったご意見が出されたと思います。この辺りまた今後の審議の中でご意見いただければというふうには思っております。まず今後具体的に、この審議会の中で皆様から、こういう関心のあるテーマについて、幾つか取り上げていただいたりより深掘りしていただくというような形が1つは方法としてはあるのではないかと。そのために、今後またこの後ご説明しますけれども、市民の皆様への意識調査、ここで浮かび上がってくる課題をどのように理解し、計画に載せていくのかということも、ぜひこの委員会の皆様の中で、ご議論いただければというふうに思っております。

【炭谷会長】 基本方針の中には、推進しますとか、取り組みますと書いてあるものと、検討しますというような、2種類の書き方があるかと思います。前者の方は多分、具体的な施策とか計画があって、イメージができるのだと思うのですが、2番目の方、検討しますというものについて、どう扱うかですね。これが多分、1つの論点になるのではないかなと思います。これはある程度弾力的に考えてですね、この議論の中で、そういうのをある程度方向性なり、また、その間の国の施策なり、先ほど事務局から説明があったような個別事案が出てきた場合というものも考えて、しっかり取り組めばいいんじゃないかなと考えればいいのではないかなというふうに思ったりしております。いずれにせよこれはこの中の議論によるところかと思います。

【古川副会長】 資料1のこの桜の木に見立てた場合の、この推進計画というのは、その個別施策に関する計画の上位規範のようになるということでもよろしいのかということなのですが、もしそうだとすると推進計画を決めてしまうと、全部の計画にかかるような形になるということだと思うのですが、まずそういった理解でよろしいのでしょうか。

【事務局】 市役所の中のいわゆる行政計画については、その上下関係というのは基本的にはございません。どの計画も基本的に並列にあるわけですが、今回この計画のもと、方針のもとにあるこの人権・平和の基本条例、この位置付けとしては、すべての政策の基本的な考え方とすると、ですので、計画についても、市役所の様々な取り組みを行う上での人権・平和の基本的な考え方として、常にここをチェックしながらやっていくという性質でまとめていきたいと思っております。よって、資料上は、幹や枝というような関係性で書いておりますけれども、いわゆる個別政策を進める上での、特に人権的な視点の参考となっていくような計画、そのようなものをイメージしたいと思っておりますので、何かこの推進計画によって、他の施策を過度に縛っていくような形のものには、これはふさわしくないのではないかなというふうには思っております。

【古川副会長】 そうしますと、ある程度抽象的にしないと、ちょっと他との整合性を取るのには難しいのかなというふうに今思いましたのと、もう1つは計画ということですから、通常考えれば何をいつまでにというのが計画だと思います。救済機関の例で言うと、救済機関をいつまでに設けなさいというのが1つの計画になると思うのですが、先ほどのお話の流れからすると、救済機関を設けるということではなくてその救済機関の内容についてもある程度ここで検討したものを、答申に入れると、こういうことになるのでしょうか。

【事務局】 いくつかまとめ方の方法はあるかと思いますが、例えば救済機関が必要であって、例えば、具体的にはどういった形の、どのような分野に関して、どういったところまでの救済というのが必要だということを、もう少し審議会として答申していただきますと、最終的にその後、具体的に検討していくのはまた、市の方になってきますので、その参考となるような方向性をいただくことができれば、より明確になりやすいかというふうには思っております。ただし行政のこういった計画にありますのは、今古川副会長がおっしゃるように、どういったものを、例えば単年度でやっていくのか、または、複数年でやっていくのか、または計画の終期を目安に達成していくのか、そういったことをわかりやすくまとめていくといったものが多いかと思えますけれども、そこだけではなく、漠然とこういったものを検討していくぐらいのところでもまとめていただくこともあろうかと思えます。わかりやすいのは、何をいつまでに、やっていく、それは「検討する」ということもあるかもしれませんが、「作り上げていく」という答えになるかもしれませんが、このあたりのところは、皆様の議論も踏まえながら、事務局でも整理していきたいと考えております。

【三井委員】 基本方針の17ページ、フルインクルーシブ教育の方向というところです。この3月の市議会で、フルインクルーシブ教育ということがすごく話題になりまして、それについて、大変な思いをしたところがあるのですが、2022年に市の教育大綱というのが制定されて、そして、東京大学と協定が結ばれた。この17ページに書いてあるのは、2022年の教育大綱より後退した文章。東京大学と教育委員会は、今も話し合いをしているようですけども、議会の圧力っていうか、議会側も何かあったりして、17ページの文章になっているようですが、東大は当然それは納得いかない。17ページは教育委員会の方からこういう文章が出てきたのだと思うんですけど、教育大綱の中では、しょうがいを持つ・持たない全ての児童生徒が同じ場所でもに学び相互に成長できるフルインクルーシブ教育を目指すということが書かれている。この17ページは後退している。せっかく東京大学と進めているものが後退しているという感じがして、このまま、この基本方針が通っていくのはちょっと違うかなと思えます。

【事務局】 審議会からの答申では、今ご指摘ありましたとおり、教育大綱を引用いただいて、また、国連の障害者権利委員会からの勧告等を踏まえてということで、答申としていただいております。その後、市の方では教育委員会の方とも話をしまして、あくまで基本方針は市として策定する方針であることから、どうしてもその教育委員会の方とその現場の実態等も含めて、文章をまとめていかなければいけないという事情もございます。その中で、最終的には今回この表現になったというところですけども、フルインクルーシブ教育の方向性については、国立市、教育委員会としても、進めていくという方向性は変わらないということです。今後の取り組みの推移というものは、引き続き注視していかなければいけないと思っております。またその経過についても大きな方向性が出たところでは、この委員会の皆様の方にも、ご報告をしたいというふうに思っております。

【炭谷会長】 いろいろ思うところはあろうかと思えます。さらにこの委員会の中でも議論を深めていければと思っております。一方で、市の行政の進め方としてやむを得ないところもあったのだらうとも思えます。

【押田委員】 基本方針はもう決まったものとして、なので市民にも確定したものとして示されているという形かと思いますが、私も確かにそのフルインクルーシブ教育の部分について、ちょっと何を言っているのかなという感じが、正直言って今までのフルインクルーシブ教育の基本的な考え方、これを教育委員会もちゃんと教育大綱の中で出している書き方と明らかに、今指摘されているように後退しているような印象を持ちますので、ここの部分については、検討の余地が全くないようなですね、ちょっとそこら辺、もしあれば、もともと教育委員会が打ち出しているフルインクルーシブ教育の考え方は、この表現だとやっぱり、少なくともあまり感じられないというところでは間違いないので、そこら辺について少し検討していただきたいと思えます。

【事務局】 この基本方針は、庁内全体での最終的な合意を経た上で、この4月からの方針として既に公開しているものとなります。ですので、この中の表現を変更していくということは基本的には今はないというふうに思っております。ただし、今ご指摘の教育大綱自体は、令和4年に作ったものが、この大綱としてはそのままになっているわけですね。ですので、その考えのもとに、現在フルインクルーシブ教育の推進に向かって動き続けているという点がございまして、先ほどの通り今後どのような形で前に進んでいくかというところは、私ども市長室としても見ていきたいというふうに思っております。今いただきましたご意見、ご指摘については、また教育

委員会の方とも共有していきたいというふうに思っています。

【炭谷会長】 事務局も大変苦労されているのではないかなというのは感じ取れるわけですが、この委員会でまたご議論を深めていければと思っております。私自身も、インクルーシブ教育について、多方面で私の意見を書いているのですが、必ず学校の先生や保護者の方から反発が出ます。いろいろな社会情勢も踏まえながら進んでいかなきゃいけないと、こういうふうに思います。ですので、この委員会での議論というのでも深めて良い方向に行くように努力が必要だろうと思います。

【只野委員】 最初のお話と少し関わるのですが、計画で約束した以上はやっぱりきちんと実施しなきゃいけないということはどうしてもあるかと思うのです。第5章のところで進捗管理と出てきているのですが、いろいろなところでおそらく今求められていることだと思います。一方で、個別計画も立ててどういう進捗管理するかは、難しいところもあるかなとも思います。ここでは、どのようなことをイメージされていますでしょうか。

【事務局】 行政計画の中では、その計画が当初作った計画通り進んでいるのかどうかということ、点検していくという作業がどうしても当然必要になってきます。その中で、例えば一般的にありますのは、何かの指標に基づきながら、数値が上がっているのか、または数が増えているのか、こういったところがあるかと思います。この後、市民の意識調査を、今回初めてやっていくわけですが、例えば経過を見ていたりですとか、あとは、これまで市は例えば市民意識調査というものを毎年行って参りました。そこにもいくつか人権に関する設問がございます。あとこれは次回の会議で皆様にお伝えしたいと思っておりますが、こうした関連するようなものの中から数値を持っていく、その中で進行管理する・点検をするということが1つあると思います。あとは、そういった数値ではなくて、例えば、何か窓口ができた、ですとか、そういった中身に応じて評価をしていくという方法もありますので、また皆様と評価の仕方についてもぜひこの審議会の中でもご議論いただいて、ご意見をいただければというふうに思っています。通常、行政における推進計画というものを定めますと、5年なり何年というような計画を定めて、その1年ずつの指標みたいなものもあるのですが、大体は中間評価みたいなことを実際にはやります。審議会は答申して終了しても審議会自体は解散するわけではないので、例えば中間のところとして年2回ぐらい設けて、評価をするというようなことをします。場合によってはその担当の部署に来ていただいて、そのヒアリングといいますかそこで聞き取りをするということもありますので、どんな形で推進計画を評価していくか、進捗管理するかというのは、今後また検討していただき、答申の中に盛り込むという形にしていければと思います。

【炭谷会長】 ここで10分間の休憩を取ります。

【炭谷会長】 審議会を再開します。続いて、議事3について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 今後の議論の進め方について、次回が6月となりますが、その後も、おおよそ2か月に1度のペースで審議会を開催していきたいと考えております。また、本年の10月ごろに市民意識調査を予定していますので、6月と8月につきましては、この意識調査に関するご議論をいただきたいと考えております。そして、特に年明け1月以降につきましては、意識調査の結果が出てくるタイミングとなりますので、その結果を踏まえて、こういったことを推進計画に盛り込んでいくべきなのか、課題はどこにあるのかというのが具体的に見えてくるかと思っておりますので、そのご審議を来年の9月までいただきまして、皆様の任期末が令和7年の9月末となりますので、それまでに答申をいただくという流れを想定しております。

【炭谷会長】 このような進め方で、特にご意見がなければ、続いて議題4について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 まず、調査についての基本的なところについてご説明させていただきます。資料3の上部に、四角で囲んだところがございますが、こちらが、前提事項となる内容です。この調査に係る経費につきましては、3月の市議会において一般会計が承認されましたがこの経費についてもそこに含まれているというものとなります。こういった経費が含まれているかというのがこの前提事項に記載の内容となりますので、基本的にはここから大きく外れたこととなると、なかなか難しいといったところになります。まず調査につきましては、前回の審議会で、複数の委員の皆様から、子ども対象の調査が必要ではないかといったお話をいただきましたので、現時点では、3種類の調査ができるような組み立てとしています。12歳から14歳、15歳から17歳、それから18歳以上。あくまで現時点の想定でございますけれどもこういった3種類の調査ができ

るような経費を計上しています。また、市民 3,000 名の無作為抽出と、こちら当然性別も偏りなく抽出をするような形で考えておりますが、この 3,000 名という数字につきましては市で行う様々な市民の意識調査について、多くがこの 3,000 名という範囲で実施しているところとなります。設問数 25 問以内と書いていますのは、これ以上になってしまうと、回答時間に非常に時間がかかるといったことから、どうしても回収率が悪くなる可能性があります。例えばですけれども、昨年、我々の部署でジェンダー平等に関する市民意識調査というものを実施しましたが、10 ページもので設問数 17 問という数でございました。回答に要する想定所用時間は 10 分。この時の回答率が 32%。市の他の調査についても、大体このぐらいのボリュームでどうにか 3 割を超えるという状況があり、どうしても 2 割台になってしまいますとその調査の信憑性というところも関わってきますので、どうにか 3 割は確保したいといったことがあります。そういったところで、この 25 問以内というところが、ぎりぎりのラインかなというふうに考えております。こういった前提事項のもとで調査を実施していきたいと考えておりまして、その下、今後のスケジュール予定というところでございます。本日、別紙として、あくまで議論のたたき台として、調査項目を試みに記載した資料を皆様にお配りしております。数も多いですので、この場ですぐにご意見をいただくというのはなかなか難しいかと思っておりますので、本日は持ち帰りをいただきまして、来月 5 月末までに、事務局宛に調査項目に関するご意見をいただきたいと思いますと考えております。5 月末までにいただきましたご意見を踏まえて、修正した調査票を 6 月の審議会でお示しし、その場で再度ご議論いただきたいと思いますと考えております。そしてもう一度 8 月の審議会でお示しさせていただきます。10 月には調査を実際するという流れとなります。実際には 10 月には配布となりますので、それよりも少し早い 9 月頃には確定される必要があります。また、資料の一番下に記載しておりますが、別途、市内在所の事業所を対象とした人権・平和に関する調査、それから市職員を対象とした調査も実施したいと考えております。まだ具体的にどういったところを対象に何を聞くのかということまで検討ができておりませんが、市内の企業をいくつかピックアップさせていただき、人権・平和に関する調査をさせていただきたいというところと、当然市職員が丸となって取り組むものですから市職員の意識調査についてもさせていただき、そういった 3 つの調査結果を踏まえての推進計画としていきたいと考えております。分量が多くて大変恐縮ですが、あくまでたたき台として作成したものととなりますが、3 種類は基本的には同じような内容を問うものとなっており、内容によって少し聞き方を変えたりしているものとなります。ここでは 18 歳以上用を少しご説明させていただきます。まず、基礎的な情報として性別や年代、それから、市内在住の年数ですとか、就労の状況といったような項目が必要かと考えておりますのでこういったことを入れております。次に、基本条例の認知度。それから、差別に関する考え方を問うような質問、それから、教育・啓発に関する部分として、市の教育・啓発の認知度や参加歴の有無、行政機関として必要な取組に関する自由記述といったところがあります。問 10 は、個人の人権に関する関心について問うような設問となっております。次の問 11 については、市内における人権課題だと思うことの問い。次の設問は、審議会の際に委員よりご発言をいただきましたが、特に今の若い人たちがどういったところから社会のニュースを得ていて、それを、どのように理解しているのかと、日常生活において見たり聞いたりした情報の中に、他者に対する差別的な表現や差別や偏見を助長するような内容があった場合、その情報の信憑性についてどのように判断しているかということが問えるような設問を想定しています。そしてその注意書きとして書いていますけれども、この問いに答えていただくにあたり、差別的な表現、それから差別や、偏見を助長する事実に基づかない、あくまで不適切な内容として、あえて例示した部分があります。こういったものにも触れたときに、どう解釈していますかという趣旨となりますが、このような内容についても、どういった表現がいいのか、違う角度の聞き方の方がいいのかといったところも、まだまだ検討が足りてない部分でもありますので、ぜひご意見をいただきたいと思います。問 14 は、最近 5 年で、学校教育以外の場で、何か人権に関する研修や学習を受けたことがあるかということ、問 15 は、5 年間で実際にご自身が差別や人権侵害を受けたことはあるかという趣旨の問い。問 16 は、相談窓口の認知度。こういったところもエビデンスとして把握しておきたいと思っています。問 17 は、相談方法に関する問い、問 18 は、地域社会で差別が起こらない・起こさせないためにはどのような予防策が考えられるかという趣旨の問いとなっています。この問の中には、加害行為に対する対応についても少し触れています。その次は、人権に配慮した環境整備に関する内容としての問いとなっています。それから、問 21 以降は平和に関する問いになります。2000 年に平和都市宣言を行っていますけれども、その認知度、それか

ら条例で定めている平和の日の認知度、それから問 23 につきましては、平和の取り組み、イベントの認知度や参加歴。問 24、25 については、平和に関する考え方を問えるような設問をイメージしています。以上で 25 問となりますが、何か特定の分野に特化して深い質問というのはできていないかなとは思っておりますけれども、今のものだけでも 25 問となってしまいますので、そこをどのように考えていくかというところがありますが、調査項目についてご意見をいただきたいと考えております。

【炭谷会長】 難しい調査だと思います。このような調査は、国も行っていますいろいろな自治体も行っていますけれども、非常に今回、事務局で作られた、この調査、或いは非常に意欲的な内容で、これ本当に上手くできるかなという心配されるところも多々あるかと思います。

【韓委員】 参考として教えていただきました、ジェンダーに関する調査についてですが、どのような形式で行われたのでしょうか。

【事務局】 郵送とインターネットとの併用で行ったものとなります。最初の入り口は全て紙の郵送となりますが、回答用紙の表紙に QR コードをつけて、その中にインターネットから回答できるような仕組みを作ったものとなります。

【韓委員】 回答率を上げるためとしての入口が、紙の郵送ということが若干気になります。本末転倒とまでは言いませんけど、また紙というハードルがあって、そこにさらに QR コードなので、あまりインターネットとしての効果を発揮してないような気がしています。私も調査に携わることがありますが、もうほとんど、グーグルフォームとか、最初からリンクを配布する、メールなりなんなり。業者ということもあるのだと思いますが、やっぱりかなり内容的にも複雑なことをやるからこそ、入口というか、回答率を上げるためにやれることはもしかしたらもっとあるのかなと思います。もう 1 点、今回無作為抽出するときに、この年齢の比率等を考えるのでしょうか。

【事務局】 その年代の母数に応じて割合が出るかと思いますので、その割合に応じて対象となる 3,000 人が無作為に抽出していくという形になろうかと思います。

【韓委員】 このように、12-14、15-17、18 歳以上というような年齢層の分け方は一般的なのでしょうか。

【事務局】 一般的かどうかでいけば、市としてはおそらく一般的ではないと思います。

【韓委員】 今、例えばやさしい日本語とかもありますし、大人でも結構難しい問いみたいなものもあるかと思いますので、3 種類を用意するメリットがわかるようでわからないといえますか、例えば何歳であっても読んでわかるような日本語にしたり。当然これ外国人も対象になりますよね。むしろ、外国人の方にお答えいただかなきゃいけないかとも思うので、同じような内容を問うならば、別に大人に対する調査票も、わかりやすい記載にすればいいのではないかと感じました。

【大島委員】 調査をして、そこからいろんなものを導き出してというのは非常にオーソドックスなやり方だと思います。思いもかけないような結果が出る可能性もある。この集計は、全部業者がやるのでしょうか。

【事務局】 現時点ではそのように想定しています。一応クロス集計もできるように組み立てたいと考えています。性別や年代もそうですが、例えば正規雇用者と非正規雇用者で、職場における人権研修の頻度や内容に差がでたり、何かしらの傾向性が発見できる可能性もあるかと思っています。自由記述をどう扱うかはまだ検討中です。

【大島委員】 その辺がやっと最近できるようになった。つまり AI を使う。私も企業の調査をやったときに、AI を使って文章のところは全部集計しました。そうすると、思いがけない結果なんかが出る。例えば、ハラスメントと人権が結びつかなくなっちゃったりして何でだろうとか、データが少ないから一概には言えないけれども。一方で、AI はデータを出すだけだから、結論を出してくれない。そういうのをやるのかやらないのかっていうのは明確にしといたほうがいいのではないのでしょうか。せつかくの集計をやっても、面白い数値は出て、その下に文章題があったときにその文章をどう解釈するかっていう、そっちの方が結果として面白いこともあるかと思っています。

【事務局】 これから具体的なその業者の選定ですとか、また業者との打ち合わせ交渉ができますので、今いただいたご意見含めて、当然予算の範囲内となってしまいますけれども、またそういうこういう調査の観点が必要だということもありましたらご意見いただきましたら、業者とのやりとりの中に反映していきたいと思っています。

【三井委員】 人権の様々な分野を問うところについて、当事者じゃない私たちがどうやって答

えるかなというところが少し疑問に感じます。

【炭谷会長】 私自身が感じたのは、これだけたくさん自由記述があると、ちょっと疲れてしまうのではないかと私なんかちょっと心配に感じます。

【押田委員】 2点あります。1点目は、12歳から14歳用ですけども、基本的な作りは大人と同じようなものになっているのだと思いますが、これがどのぐらいきちっと理解してもらえるのかっていうのが、ちょっと不安だと感じます。それから、子どもに関して意見を聞きたいっていうのは当然なのですが、今まで市の方で、子どもたちに意見を聞くときに、こういうアンケートの紙ベースで、無作為に選んでやるということがあったのかどうか。もっと別の方法で、子どもたちからの意見聴取の仕方が他にあれば、今までの経験も含めてお聞きしたいです。それからもう1点、全体を通してルビがふれないのかっていうのがあります。

【事務局】 まず、ルビをふるということについては対応可能です。また、子どもに対する調査に関してですけれども、まさに令和7年度からの第4次子ども総合計画を今策定をしております、その中でも小学5年生と中学2年生と高校2年生、これは国のアンケートなどと比較がちゃんとできるように組み立てていますが、同じように無作為抽出、郵送でお送りしています。5年生なんかは、親子で一緒にご回答いただくような形をとっています。高校生になるとどうしても回収率が下がってきてしまうというのがありまして課題ではあります。回収したものについては、アンケート調査をまとめて、自由記述のところは一応全部列挙して出すという形をとっています。記述の中身について、それをどの程度出すかというのは、配慮しなければならない様々な記述等もございますので、そのあたりを調整する必要はあるというふうには思っております。

【小島委員】 問7の選択肢についてですが、ちょっと否定的・傍観者的な形での選択項目が多いかと感じます。もう少し、主体的に問題を捉えようとするような設問もあっていいのではないかと感じました。

【韓委員】 この調査にその答える方の属性みたいなことにも関係すると思いますが、ある種の当事者的なニーズを抱えている人にとって、そこを掘り起こしたくてそもそもこの調査を行うのか、そうではなくて、一般論的に調査を行うのかで、調査の組み立て自体が全く変わってくると思います。当事者性をあまり感じていない人に、あなたの関心を教えてくださいと聞いても仕方がないとまでは言いませんので、市民からこういったデータが出ているよねということでもし良いのであれば別にそういった組み立てで構わないのだと思いますが、その辺をどうするかはもう少し根本的に考えなければいけないことだと思います。ニーズを考えたときその属性や当事者性によってムラがあるわけですので、そうすると、基礎情報がおそらくもっと必要だみたいなことになってきて、そことの関わりで何が足りないと思っているのかというようなところまでやるのかやらないのか、そういったところが少し気になるころではあります。当事者性がない分野の質問があったときに、ただ市民としてはそう見えているよね、ということなのか、そうではなく上手くクロス集計して見ていくということなのか、気になるころではあります。

【炭谷会長】 時間の関係もありますので、調査に関するご意見については、先ほど案内がありましたように、5月末までに事務局宛てにいただければと思います。議事は以上となりますが、事務局より報告事項があるとのことです。事務局より説明をお願いします。

【事務局】 お手元に、第6次ジェンダー平等推進計画という冊子を配布しています。この3月に策定をし、4月よりスタートしている計画となりますが、この審議会との関係で申し上げれば、女性の問題や、それから男性も含めて、または、性的マイノリティも含めて、全体としてジェンダー平等を推進するという計画になっております。8ページ目をご覧くださいと、計画の体系ということで一覧にまとめておりますが、そもそもまずはジェンダー平等という言葉で、今回この計画から市は、行政の計画に採用しているという点がございます。また、一番左側の課題を見ていただきますと、3番にはDV対策という要素も含めてございます。大きな5番には性的マイノリティへの支援、そして6番7番については、庁内の推進体制というような形でこの計画をまとめております。今回ご議論していただきます人権・平和の推進計画の参考にとしまして、今回配布をさせていただいております。続いて、平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク平和宣言についてのご報告となりますが、こちらは、基本方針の方でも少し平和ネットワークの部分で触れているものですが、平和首長会議に加盟している多摩地域の26市でこのネットワークを形成しています。平和首長会議については、核兵器廃絶、恒久平和の実現のために1982年に広島市、長崎市の両市が世界に呼びかけて組織したものです。現在、世界166か国と地域から8,374都市が加盟しておりまして、東京都はすべての自治体が加盟しております。この平和首長

会議の会長である松井広島市長から、平和首長会議の行動計画の新たな理念である平和文化の振興の推進に向けて、この東京都多摩地域におけるネットワークの形成の呼びかけをしていただき、この26市で結成したネットワークになっております。そしてこの度、令和6年1月25日に、この平和ネットワークの宣言文を発出しました。読み上げは時間の都合上割愛させていただきますけれども、26市が今後連携して、多摩地域の市民一人一人に、平和について考える機会を一層作りまして、戦争体験者の高齢化の課題であったり、核兵器廃絶の課題など多摩地域における平和の課題に対して、平和首長会議に加盟している自治体とともに取り組んでいくということを宣言したものといたします。

最後に事務連絡となります。まず次回の審議会ですが、6月27日木曜日、4時半からの会議となります。よろしくお願いいたします。2点目、日程調整の関係で1枚、日程調整表を皆様にお配りしています。会場の確保等の都合上、かなり先の予定で恐縮ですが、ご記入いただきましてご回答をよろしくお願いいたします。3点目、皆様の机の上に本日分厚い、参考資料集の冊子を配布させていただきました。基本的には、置いて帰っていただいて構いません。状況に応じて中身を差し替えたり追加したりし、会議の際に、参考資料として配付させていただきたいと思っております。持ち帰りたい方は、次回の審議会の際にお持ちいただければと思っております。

【炭谷会長】今日は非常に案件が多く、委員の方々にはまだまだご意見がたくさんあるかと思っております。また事務局宛てご意見をいただければと思います。

以上で閉会いたします。本日はありがとうございました。

以上